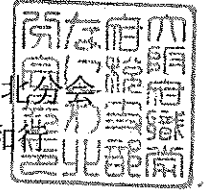


2015年 9月 2日

大阪府なにわ北府税事務所  
所長 巖瀬 茂 様

大阪府職員労働組合府税支部なにわ北分会  
分会長 下村 和




## 要 求 書

大阪府なにわ北府税事務所に働く全ての職員の労働条件の向上と健康で働きやすい職場環境を確保するとともに、府民の権利を守り、府民サービス向上のため、下記のことを速やかに実現することを要求する。

### 記

1. 大阪府職員労働組合府税支部なにわ北分会との労使慣行は、従来どおり遵守すること。
2. 労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入、干渉は行わないこと。
3. 労働条件にかかわる業務の変更にあたっては、分会と事前協議を行うこと。なお、協議が整わない場合については実施しないこと。
4. 「税込確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。
5. 2014年府人事委員会勧告に反する一律2%の賃下げをはじめ、これまでの不当な賃金、退職金の削減を撤回し、復元すること。再任用職員の賃金水準を引き上げ、週休日の勤務に対する交通費を支給すること、また、地共済加入や人間ドック受診の補助制度を創設すること。
6. 同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、雇用の継続や待遇を改善すること。
7. 業務運営など非効率で、経費も無駄なA・B勤務をやめ、年次・夏季休暇も従前の取得方法に戻すこと。また、一方的に廃止した休息時間を元にもどすとともに、昼休みの休憩時間を1時間にすること。
8. VDT作業の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT作業にかかる特別健康診断の充実と全員受診をおこなうこと。
9. 職員の健康維持と職場環境の向上をはかるため、労使で構成する安全衛生委員会の民主的運営を確保すること。安全衛生委員会で確認し、運営されている事項について当局の一方的な都合で変更しないこと。

- 
10. 労働条件を悪化させ、職場に矛盾と混乱を持ち込んでいる相対評価は撤回すべきであり、新人事評価制度による賃金リンクは撤回すること。
  11. 税務手当については、日額支給をやめ「税務職俸給表」の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に働く全職員に支給すること。
  12. 巨大地震・津波など府の防災プランの見直しとともに、来庁者や職員の安全確保へ避難マニュアルを作成すること。
  13. 円滑な業務の執行と職場環境改善へ以下のことを実現すること。
    - ①冷暖房の各階調整、期間の弾力的運用を行うこと。また、始業から終業まで温度維持ができるよう運転すること。
    - ②机をA版・OA対応のものに更新すること。また、床面のOAケーブル配線等の盛り上がり解消すること。
    - ③職員の安全衛生の観点から、執務室内外の壁面・天井の塗り替えをおこなうこと。
    - ④職員の安全衛生の観点から、各階トイレに洋式トイレ・ウォッシュレットを設置すること。1階トイレ（身障者用を含め）を男女別にするなど抜本的改築をすること。
    - ⑤職員の安全衛生の観点から、和室の畳替えなど休憩・休養室として利用可能な改善をすること。
    - ⑥職員の自己負担やプライバシー保護に影響するため、業務に使用する携帯電話を整備すること。

【口頭要求】（口頭説明）

- 業務の適正な執行などに支障のある過度な節電対策、対応をしないこと。
- 操作しない端末機のログイン画面への遷移時間の設定は、納税者からの問い合わせが多い時期の対応を検討すること。
- 来庁者への案内、掲示を改善すること。

## < 要望事項 >

- 職員の労働条件に密接に関連するとともに、税の公平性や納税者の権利侵害、府民サービスの低下をもたらす府税業務の民間委託・集中化は中止・再検討すること。
  - ① 府税コールセンターの民間委託は中止し再検討すること。また、電話催告業務は実施しないこと。夜間休日催告は直ちに中止すること。
  - ② 各所にOCR機を設置し、申告書等の搬送にかかるデリバリーリスク等の不合理の解消を図ること。
  - ③ 再編後の業務実態を検証するとともに、業務量に見合った人員及び課体制を確保すること。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行うこと。
- 人事異動（所内異動を含む）については、本人の希望を尊重すること。特に遠距離通勤、健康状態については本人の希望を十分に尊重し対処すること。
- 勤務経路の認定に当たっては、通勤時間の短縮など、職員の通勤への負担軽減を配慮し、本人の申請を尊重し実態に即した認定とすること。
- 職場に働く委託労働者の労働条件改善へ公契約条例を制定すること。
- 府政、職務に関する意見反映等を妨げる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、職場における民主主義の確保、風通しの良い庁内組織を実現すること。
- 人事評価制度のチャレンジシート、期初・期中面談を中止すること。評価結果を全面開示するとともに、職員に評価内容や相対化の手法など制度の説明責任を果たすこと。また、組合との「確認事項」を遵守するとともに、第三者機関による不服申し立て制度を設置すること。

副主査選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど対象者の負担を軽減するとともに、抜本的に見直すこと。また、3類選考の枠を大幅に拡大するなど主査の任用制度を改善すること。
- 事務所スペース、レイアウト変更等については、分会と十分協議すること。「府有財産の有効活用」は、納税者の権利保護や庁舎管理、職場環境改善からも様々な問題が予想されるので、当局の一方的な結論の押し付けでなく、十分な協議を行うこと。納税者の利便を損なう駐車場の有料化を行わないこと。
- 受付・相談窓口スペースでの納税者のプライバシー保護を確保すること。
- 地域防災拠点、近隣住民の避難場所としての役割・機能が果たせるよう庁舎の耐震強化などを行うこと。
- 電話を番号ディスプレイつき受話器に更新すること。2階フロアーにFAXを設置すること。インターネット住宅地図を導入すること。デジタルカメラのデータ入力可能な端末を増設すること。
- 庁用自動車の安全確保・事故防止のため、バックモニターを装着すること。